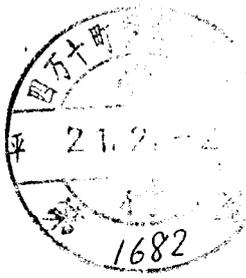




教育長	次長	課長	係
大	書		



決	校長	教頭	担当者	文書係
裁				4-2-1

20高教政第1402号
平成21年1月30日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教育政策課長
(公 印 省 略)

「ですか」導入に伴う通勤手当の取扱いの一部訂正について（通知）

このことについては平成20年12月26日付け20高教政第1260号により通知したところですが、記載内容の一部に誤りがありましたので、その取扱いについて別紙のとおり改めてお知らせします。

つきましては、管内の学校に対してお知らせくださるようお願いいたします。

なお、訂正箇所につきましては、新旧対照表のとおりです。

(別紙)

20高教政第1402号

平成21年1月30日

教職員各位

高知県教育委員会事務局 教育政策課長

(公 印 省 略)

「ですか」導入に伴う通勤手当の取扱いについて (通知)

平成21年1月25日から土佐電気鉄道株式会社及び高知県交通株式会社の両グループの電車、バスで利用できるICカード「ですか」の導入に伴い、通勤手当については下記のとおり取り扱うこととなります。

このことにより、現在、電車、バスで通勤手当が認定されている職員は、一部の職員を除き通勤届の提出が必要となりますので、通勤届の提出をお願いします。

なお、「ですか」が利用できない地域については、従来の取扱いと変更はありませんので通勤届の提出は必要ありません。

記

1. 「ですか」が利用できる事業者

①土佐電気鉄道グループ

- ・土佐電気鉄道が運行する電車、バス
- ・土佐電ドリームサービス

②高知県交通グループ

- ・高知県交通
- ・北部交通
- ・高陵交通 (高知県交通の車両が乗り入れる須崎以遠の区間)

2. 「ですか」導入による主な変更点

(1) 電車、バス利用に当たっての変更点

- ①回数券の廃止
- ②新たにポイント制を導入 (割引率5%)
- ③定期券のICカード化

④新たに6箇月定期券を発行

⑤ICカードの再発行が可能

(デポジット料(500円)が別途必要で、一定の日数を要します。)

(2) 通勤手当認定に当たっての変更点

現在、回数券により認定されている職員については、今回の「ですか」導入に伴い、原則として定期券の額による認定となります。

ただし、ぐるりんバスについては、高知県交通の定期券を持っていない場合、運賃が必要となりますが、ぐるりんバスのみを対象とする定期券が発売されていないため、ポイント割引後の額により認定することになります。

なお、支給単位期間の考え方はこれまでの定期券と同様、最も長い通用期間に相当する期間(ただし、職員が6箇月定期券を利用しない場合は3箇月)となります。

3. 「ですか」導入のスケジュール

ICカード発売：平成21年1月7日(水)から

定期券発売開始：平成21年1月11日(日)から(運用開始の2週間前)

ですか運用開始：平成21年1月25日(日)から

4. 届出

(1) 電車、バスの定期券で認定されている職員

①届出が必要な職員：運賃の支払い方法を変更する職員

(例) 3箇月定期券 → 6箇月定期券

回数券 → 3箇月定期券 など

②事実発生日：運賃の支払い方法を変更した日

③届出事由：運賃等の負担額の変更

(2) バスの回数券で認定されている職員

①届出が必要な職員：全ての職員

②事実発生日：平成21年1月25日

③届出事由：運賃等の負担額の変更

(3) 通勤方法を電車、バスに変更する職員

①届出が必要な職員：通勤方法を変更した職員

②事実発生日：通勤方法を変更した日

③届出事由：通勤方法の変更

5. 高知県交通の運賃改定

平成20年12月10日付けの高知新聞で、高知県交通が平成21年1月中旬を目途にバスの運賃の値上げを実施するとの報道がなされましたが、運賃改定の実施時期について交通政策課に確認したところ、具体的な日付はまだ決定していないとのことです。

運賃改定の実施日の確定後、改めて通知することを予定していますが、運賃改定の実施日によっては、「4. 届出」で記載した届出の必要な職員の範囲、事実発生日が変わることがありますのでご承知おきください。

<お問い合わせ先>

高知県教育委員会事務局

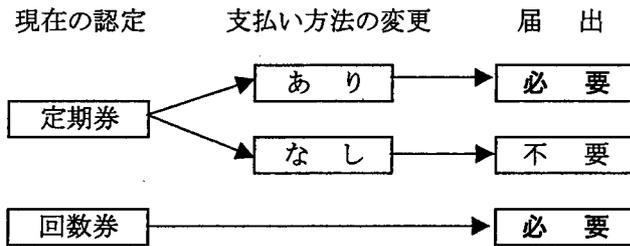
教育政策課 給与担当G

TEL 088-821-4906

新 旧 対 照 表	
新	旧
<p>4. 届出</p> <p>(1) 電車、バスの定期券で認定されている職員</p> <p>①届出が必要な職員：<u>運賃の支払い方法を変更する職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(例) <u>3箇月定期券 → 6箇月定期券</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>回数券 → 3箇月定期券</u> など</p> <p>②事実発生日：<u>運賃の支払い方法を変更した日</u></p> <p>③届出事由：<u>運賃等の負担額の変更</u></p>	<p>4. 届出</p> <p>(1) 電車、バスの定期券で認定されている職員</p> <p>①届出が必要な職員：<u>利用する定期券の通用期間を変更する職員</u></p> <p>②事実発生日：<u>支給単位期間の最後の日（実際に購入済みの定期券の通用期間の最後の日が事実発生日ではありませんのでご注意ください）</u></p> <p>③届出事由：<u>運賃等の負担額の変更</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(注) <u>支給単位期間の最後の日とは、例えば、1月の月例給与で3箇月分の通勤手当を支給されている場合は3月が支給単位期間の終期となるため、最後の日は「平成20年3月31日」になります。</u></p>

【ですか導入による届出の要否と事実発生日】

1. 届出の必要性の確認フロー



※支払い方法の変更とは、定期券の通用期間の変更、回数券や現金から定期券への変更など実際の乗車に当たって必要な支払額が変更となることを指します。

2. 届出の要否と事実発生日の関係

区分	現在の認定状況	ですか導入前の 運賃支払い方法	ですか導入後の 運賃支払い方法	届出の要否	事実発生日
現状維持型	3ヶ月定期券	3ヶ月定期券	3ヶ月定期券	不要	-
		1ヶ月定期券	1ヶ月定期券		
		回数券	回数券 (購入済みの残券)		
		現金	現金		
<p>購入済みの回数券がなくなった場合、支払い方法を変更することになりますので、届出が必要となります。</p>					
現状変更型	3ヶ月定期券	3ヶ月定期券	現状と異なる右の いずれかの方法	必要	運賃の支払い方法 を変更した日
		1ヶ月定期券			
		回数券			
		現金			
		6ヶ月定期券			
-	回数券	3ヶ月定期券	現状と同じ 又は 現状と異なる方法	必要	平成21年1月25日
		1ヶ月定期券			
		回数券			
		現金			
<p>6ヶ月定期券 3ヶ月定期券 1ヶ月定期券 ですかSF 現金</p>					

※手当の認定結果と実際の支払い方法が一致しないことがあるため、上のように認定状況と支払い方法をならべて記載しています。

(例) 認定: 3ヶ月定期、実際: 回数券

回数券で認定されている職員は、ですか導入後の運賃の支払い方法の別を問わず、全ての職員が届出が必要となります。